

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和6年11月13日(2024.11.13)

【公開番号】特開2024-128085(P2024-128085A)

【公開日】令和6年9月20日(2024.9.20)

【年通号数】公開公報(特許)2024-177

【出願番号】特願2024-112142(P2024-112142)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 1 5 A

A 6 3 F 7/02 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】令和6年11月1日(2024.11.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

20

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技盤の正面に形成された遊技領域に向かって遊技球を発射する発射手段と、
前記遊技領域を流下する前記遊技球を受けることが可能な第1状態と、前記第1状態よりも前記遊技球を受けることが困難な第2状態とに変化可能なプレート部材と、
所定の条件が成立したことに基づいて前記プレート部材を前記第1状態または前記第2状態のいずれかに設定可能なプレート部材駆動部と、
前記プレート部材の下流に設けられた入球部と、を備えた遊技機において、
前記プレート部材は、

流下する前記遊技球を受ける第1領域と、前記第1領域で受けた前記遊技球が転動することで到達可能な第2領域と、を有し、
前記遊技球の移動様様に影響を与えることが可能な所定構造を備えており、
前記プレート部材駆動部によって前記第1状態から前記第2状態に変化させられることで前記プレート部材上にある前記遊技球を解放することが可能に構成されており、
前記遊技機は、

前記第1領域から解放される前記遊技球よりも前記第2領域から解放される前記遊技球に近い位置に前記入球部が設けられており、
前記遊技領域を流下する前記遊技球が前記第2領域へ落下できないように前記第2領域の上方にガード部材を有するように構成していることを特徴とする遊技機。

【請求項2】

遊技盤の正面に形成された遊技領域に向かって遊技球を発射する発射手段と、
前記遊技領域を流下する前記遊技球を受けることが可能な第1状態と、前記第1状態よりも前記遊技球を受けることが困難な第2状態とに変化可能なプレート部材と、
所定の条件が成立したことに基づいて前記プレート部材を前記第1状態または前記第2状態のいずれかに設定可能なプレート部材駆動部と、
前記プレート部材の下流に設けられた入球部と、を備えた遊技機において、
前記プレート部材は、
流下する前記遊技球を受ける第1領域と、前記第1領域で受けた前記遊技球が転動することで到達可能な第2領域と、を有し、

40

50

前記プレート部材駆動部によって前記第1状態から前記第2状態に変化させられることで前記プレート部材上にある前記遊技球を解放することが可能に構成されており、
前記遊技機は、

前記第1領域から解放される前記遊技球よりも前記第2領域から解放される前記遊技球に近い位置に前記入球部が設けられており、

前記遊技領域を流下する前記遊技球が前記第2領域へ落下できないように前記第2領域の上方にガード部材を有するように構成されており、

前記第1領域と前記第2領域とのそれぞれに遊技球が存在し、少なくともいずれかの遊技球が前記入球部に入球可能となる状況において前記第1領域の遊技球よりも前記第2領域の遊技球の方が前記入球部へ入球しやすくなるように構成され、

前記所定の条件が成立した場合に可動し得るように構成された所定構造を有していることを特徴とする遊技機。

10

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

この目的を達成するために請求項1記載の遊技機は、遊技盤の正面に形成された遊技領域に向かって遊技球を発射する発射手段と、前記遊技領域を流下する前記遊技球を受けることが可能な第1状態と、前記第1状態よりも前記遊技球を受けることが困難な第2状態とに変化可能なプレート部材と、所定の条件が成立したことに基づいて前記プレート部材を前記第1状態または前記第2状態のいずれかに設定可能なプレート部材駆動部と、前記プレート部材の下流に設けられた入球部と、を備え、前記プレート部材は、流下する前記遊技球を受ける第1領域と、前記第1領域で受けた前記遊技球が転動することで到達可能な第2領域と、を有し、前記遊技球の移動態様に影響を与えることが可能な所定構造を備えており、前記プレート部材駆動部によって前記第1状態から前記第2状態に変化させられることで前記プレート部材上にある前記遊技球を解放することが可能に構成されており、前記遊技機は、前記第1領域から解放される前記遊技球よりも前記第2領域から解放される前記遊技球に近い位置に前記入球部が設けられており、前記遊技領域を流下する前記遊技球が前記第2領域へ落下できないように前記第2領域の上方にガード部材を有するように構成されている。

20

また、この目的を達成するために請求項2記載の遊技機は、遊技盤の正面に形成された遊技領域に向かって遊技球を発射する発射手段と、前記遊技領域を流下する前記遊技球を受けることが可能な第1状態と、前記第1状態よりも前記遊技球を受けることが困難な第2状態とに変化可能なプレート部材と、所定の条件が成立したことに基づいて前記プレート部材を前記第1状態または前記第2状態のいずれかに設定可能なプレート部材駆動部と、前記プレート部材の下流に設けられた入球部と、を備え、前記プレート部材は、流下する前記遊技球を受ける第1領域と、前記第1領域で受けた前記遊技球が転動することで到達可能な第2領域と、を有し、前記プレート部材駆動部によって前記第1状態から前記第2状態に変化させられることで前記プレート部材上にある前記遊技球を解放することが可能に構成されており、前記遊技機は、前記第1領域から解放される前記遊技球よりも前記第2領域から解放される前記遊技球に近い位置に前記入球部が設けられており、前記遊技領域を流下する前記遊技球が前記第2領域へ落下できないように前記第2領域の上方にガード部材を有するように構成されており、前記第1領域と前記第2領域とのそれぞれに遊技球が存在し、少なくともいずれかの遊技球が前記入球部に入球可能となる状況において前記第1領域の遊技球よりも前記第2領域の遊技球の方が前記入球部へ入球しやすくなるように構成され、前記所定の条件が成立した場合に可動し得るように構成された所定構造を有している。

30

【手続補正3】

40

50

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

請求項1記載の遊技機によれば、遊技盤の正面に形成された遊技領域に向かって遊技球を発射する発射手段と、前記遊技領域を流下する前記遊技球を受けることが可能な第1状態と、前記第1状態よりも前記遊技球を受けることが困難な第2状態とに変化可能なプレート部材と、所定の条件が成立したことに基づいて前記プレート部材を前記第1状態または前記第2状態のいずれかに設定可能なプレート部材駆動部と、前記プレート部材の下流に設けられた入球部と、を備え、前記プレート部材は、流下する前記遊技球を受ける第1領域と、前記第1領域で受けた前記遊技球が転動することで到達可能な第2領域と、を有し、前記遊技球の移動様様に影響を与えることが可能な所定構造を備えており、前記プレート部材駆動部によって前記第1状態から前記第2状態に変化させられることで前記プレート部材上にある前記遊技球を解放することが可能に構成されており、前記遊技機は、前記第1領域から解放される前記遊技球よりも前記第2領域から解放される前記遊技球に近い位置に前記入球部が設けられており、前記遊技領域を流下する前記遊技球が前記第2領域へ落下できないように前記第2領域の上方にガード部材を有するように構成されている。よって、遊技の興趣を向上することができるという効果がある。

また、請求項2記載の遊技機によれば、遊技盤の正面に形成された遊技領域に向かって遊技球を発射する発射手段と、前記遊技領域を流下する前記遊技球を受けることが可能な第1状態と、前記第1状態よりも前記遊技球を受けることが困難な第2状態とに変化可能なプレート部材と、所定の条件が成立したことに基づいて前記プレート部材を前記第1状態または前記第2状態のいずれかに設定可能なプレート部材駆動部と、前記プレート部材の下流に設けられた入球部と、を備え、前記プレート部材は、流下する前記遊技球を受ける第1領域と、前記第1領域で受けた前記遊技球が転動することで到達可能な第2領域と、を有し、前記プレート部材駆動部によって前記第1状態から前記第2状態に変化させられることで前記プレート部材上にある前記遊技球を解放することが可能に構成されており、前記遊技機は、前記第1領域から解放される前記遊技球よりも前記第2領域から解放される前記遊技球に近い位置に前記入球部が設けられており、前記遊技領域を流下する前記遊技球が前記第2領域へ落下できないように前記第2領域の上方にガード部材を有するように構成されており、前記第1領域と前記第2領域とのそれぞれに遊技球が存在し、少なくともいずれかの遊技球が前記入球部に入球可能となる状況において前記第1領域の遊技球よりも前記第2領域の遊技球の方が前記入球部へ入球しやすくなるように構成され、前記所定の条件が成立した場合に可動し得るように構成された所定構造を有している。よって、遊技の興趣を向上することができるという効果がある。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0736

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0736】

10 パチンコ機（遊技機）

37a2 第3実施形態における下側電動役物（請求項2におけるプレート部材）

37b2 第3実施形態における下側電動役物駆動部（請求項2におけるプレート部材駆動部）

37a1 第3実施形態における上側電動役物（請求項2における所定構造）

37B 第3実施形態における右作動口（請求項2における入球部）

37C 第4実施形態における右作動口（請求項1における入球部）

50 第4実施形態におけるプレート（請求項1におけるプレート部材）

10

20

30

40

50

5 0 a
駆動部)
8 1

第 4 実施形態におけるプレート駆動部 (請求項 1 におけるプレート部材)
遊技球発射機構 (発射手段)

10

20

30

40

50